

(31) 公益財団法人鳥取県暴力追放センター 給与等状況報告書

1 職員給与の状況（令和2年度）

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
3 人	6,673 千円	290 千円	2,251 千円	9,214 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和3年4月1日現在）

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
190,366 円	203,507 円	58 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		初 任 給	備 考
一般職	大学卒	－ 円	理事長が定める「初任給基準表」によるものとし、年齢、採用前の経験年数、他の職員との均衡等を考慮して理事長が定める。
	高校卒	－ 円	

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	経験年数	5年	10年	20年	30年	備考
	一般職	大学卒	－ 円	－ 円	－ 円	
高校卒		－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当		制度なし	
扶養手当 (県の規程に 準ずる)	扶養親族として配 偶者、子等を有す る職員	ア 配偶者	6,500 円
		イ 子	9,200 円
		15歳に達する日後の最初の4月1日から 22歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1人につき 5,000 円を加算
		〔令和2年度実績〕 一人当たり平均支給月額 6,500円	
住居手当 (県の規程に 準ずる)	住宅を借り受け月 額12,000円を超え る家賃を支払って いる職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けて いる者	借家・借間居住者の例に よった場合の額の2分の 1相当額
		〔令和2年度実績〕 該当なし	

5 職員手当の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	内 訳												
期末手当 勤勉手当 （県の規程に 準ずる）	[支給割合] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">期末手当</th> <th style="text-align: center;">勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月期</td> <td style="text-align: center;">1.215 月分</td> <td style="text-align: center;">0.785 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月期</td> <td style="text-align: center;">1.215 月分</td> <td style="text-align: center;">0.785 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">2.43 月分</td> <td style="text-align: center;">1.57 月分</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">（注）標準的な勤務成績の職員に適用される支給割合を記載しています。</p> <p style="margin-left: 20px;">職制上の段階、職務の 級等による加算措置 無</p>	区 分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.215 月分	0.785 月分	12月期	1.215 月分	0.785 月分	計	2.43 月分	1.57 月分
	区 分	期末手当	勤勉手当										
	6月期	1.215 月分	0.785 月分										
	12月期	1.215 月分	0.785 月分										
計	2.43 月分	1.57 月分											
[令和2年度実績] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給総額</th> <th style="text-align: center;">支給職員数</th> <th style="text-align: center;">1人当たり平均支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2,251,189 円</td> <td style="text-align: center;">3 人</td> <td style="text-align: center;">750,396 円</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額	2,251,189 円	3 人	750,396 円							
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額											
2,251,189 円	3 人	750,396 円											
退職手当	[支給率] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">退職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">勤続 20 年</td> <td style="text-align: center;">21.00 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤続 25 年</td> <td style="text-align: center;">25.80 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤続 35 年</td> <td style="text-align: center;">25.80 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤続 40 年</td> <td style="text-align: center;">25.80 月分</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">（その他の加算措置） 定年前早期退職特例処置 制度無し</p>	区 分	退職	勤続 20 年	21.00 月分	勤続 25 年	25.80 月分	勤続 35 年	25.80 月分	勤続 40 年	25.80 月分		
	区 分	退職											
	勤続 20 年	21.00 月分											
	勤続 25 年	25.80 月分											
勤続 35 年	25.80 月分												
勤続 40 年	25.80 月分												
[令和2年度実績] 該当なし													
時間外勤務手当	[令和2年度実績] 該当なし												
	[令和2年度実績] 該当なし												

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規程に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	制度なし
		エ 駐車料金を負担している場合 (パークアンドライド)	制度なし
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	制度なし
	[令和2年度実績]		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
	134,400 円	3 人	3,733 円

6 役員の報酬等の状況 (令和3年4月1日現在)

区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考
理 事 長	一 円	6月期 一月分 12月期 一月分	
副理事長	一 円		

[令和2年度実績]

該当なし

7 給与制度の変更

区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由	適 用 日
期末手当 勤勉手当	6月 期末 1.215月分 勤勉 0.785月分 12月 期末 1.215月分 勤勉 0.785月分	6月 期末 1.215月分 勤勉 0.81月分 12月 期末 1.215月分 勤勉 0.81月分	県の制度に準じた改定	令和3年4月1日
退職手当	支給率を一本化	退職事由(自己都合退職、勲奨・定年退職)により支給率が異なる	将来負担を考慮した改定	令和3年3月5日